

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

告 示

○生活保護法による指定介護機関の指定(二件)

○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出

○女性相談員設置規程の一部を改正する告示

○認証食品の認証

○飼料試験結果の公表

○県営土地改良事業の換地計画に関する地積を特に減じて換地を定める土地の指定

○保安林の指定の予定

○漁船損害等補償法施行令に基づく発起人届出

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

○土地区画整理事業の換地処分届出(二件)

○都市計画事業の事業計画変更の認可

○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

○土地改良区役員の退任の届出

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

○土地改良区振興事務所
(東部地方振興事務所)

○土地改良区振興事務所
(気仙沼地方振興事務所)

○開発行為に関する工事の完了

公 告

○建築宅地課

ページ

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (契約課) 一一

宮城海区漁業調整委員会

○まだら固定式さし網漁業の制限 一四

○流し網漁業等の制限 二〇

○仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する制限 二三

規 則

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十七号

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規則

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則(昭和三十八年宮城県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第十五条第二項各号」を「第九条第二項各号」に改める。

別記様式中「(B5版)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第九百六十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十五年十一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

訪問介護

訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ヘルパーステーション海の宮	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字前畑十番	プリムローズ有限公司	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字前畑十番	平成二十五年十月一日
かづまホームケアサービス	石巻市鹿妻南四丁目五番四十五号	株式会社ジョウセイ	石巻市鹿妻南四丁目五番四十五号	平成二十五年十月十五日

二 訪問入浴

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
株式会社なのはな	塩竈市芦畔町十二番十九号	株式会社なのはな	塩竈市芦畔町十二番十九号	平成二十五年七月一日

三 訪問リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
医療法人啓仁会石巻ロイヤル病院	石巻市広測字焼巻二番地	医療法人啓仁会	埼玉県所沢市大字久米五百三十二番地一	平成二十五年十月一日

四 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
さくら薬局名取店	名取市杜せきのした五丁目三番地の一	クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内一ー一ー	平成二十五年十月一日
仙台調剤薬局せきのした店	名取市杜せきのした二一六ー八	シップヘルスケアファーマシー東日本株式会社	仙台市泉区泉中央一丁目七番地の一	平成二十五年六月一日
さくら薬局登米とよま店	登米市登米町寺池桜小路九十九番十七	クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内一ー一ー	平成二十五年十月一日

五 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
茶話本舗デイサービス大河原亭	柴田郡大河原町東桜町三番地十八	株式会社アガツマ	刈田郡蔵王町宮字西原田九十二番地一	平成二十五年一月一日
松島医療生活協同組合デイサービスおたつしやデイ	宮城郡松島町松島字普賢堂一番地の四まつしまの郷	松島医療生活協同組合	宮城郡松島町松島字普賢堂二番地の十一	平成二十五年十月一日
デイサービスふくろうの家	巨理郡巨理町逢隈田沢字鈴木堀五十九番地四	株式会社笑美	巨理郡巨理町逢隈田沢字鈴木堀五十九番地四	平成二十五年十月十二日

スタジオおぶらす	石巻市相野谷字今泉前二十九番地三	一般社団法人りぶらす	石巻市相野谷字今泉前二十九番地三	平成二十五年九月一日
デイサービスセンター虹のつえ	塩竈市玉川三丁目八番六号	株式会社メデイカル・サイドポート	塩竈市玉川三丁目八番六号	平成二十五年十月一日
リハビリ型デイサービスサンエル	塩竈市尾島町一番五号	有限会社サンエル	塩竈市尾島町一番五号	平成二十五年七月一日
ホームケアセンターきくや	気仙沼市廻館百八番地五	株式会社亀久屋	気仙沼市廻館百十二番地一	平成二十五年八月一日
登米市社協荻倉デイサービスセンター「笑友家」	登米市石越町南郷字荻倉十四番地	社会福祉法人登米市社会福祉協議会	登米市迫町北方大洞四十五番地三	平成二十五年八月一日
ほほえみサポートケアセンター	栗原市若柳字川南堤通十五番三	株式会社ほほえみ	栗原市若柳字川南堤通十五番三	平成二十五年九月二十日
通所介護ひまわり畑岡	栗原市若柳字上畑岡本鹿野五十二番地一	有限会社クマシヨウ	栗原市若柳字川北新中谷地二百三番地一	平成二十五年十一月一日
リハビリ特化型デイサービスリハニック大崎	大崎市古川駅前大通三丁目四番二十三号ジュネスビル一F	株式会社ドクターアイズ	北海道札幌市中央区南三条東四丁目一番地二十	平成二十五年九月十五日

六 通所リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
医療法人啓仁会石巻ロイヤル病院	石巻市広瀬字焼巻二番地	医療法人啓仁会	埼玉県所沢市大字久米五百三十二番地一	平成二十五年十月一日

七 短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム登米苑	登米市登米町寺池桜小路百三十二番地	社会福祉法人登米福祉会	登米市登米町寺池辺室山二十七番地	平成二十五年九月一日
ショートステイしらとり	大崎市三本木字北町六十三番地四	株式会社飯島	大崎市三本木字北町六十三番地四	平成二十五年十月一日

八 認知症対応型通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
グループホームたかのす	白石市鷹巣西二丁目四番十二号	特定非営利活動法人安寿	白石市鷹巣西二丁目四番十二号	平成二十五年八月十五日

九 居宅介護支援事業

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ケアプランセンターきくや	気仙沼市廻館百八番地五	株式会社亀久屋	気仙沼市廻館百十二番地一	平成二十五年七月一日
NPO法人安寿居宅支援事業所	白石市沢目百二十四番地一	特定非営利活動法人安寿	白石市鷹巣西二丁目四番十二号	平成二十五年九月二十日
有限会社東北福祉サービス	名取市大手町五丁目十二一五大手町ビル	有限会社東北福祉サービス	名取市高館吉田字前沖六十六番地の三十三	平成二十五年四月二十二日
居宅介護支援事業所ZEN	多賀城市大代三丁目六番三十四一五号	株式会社笑楽	多賀城市大代三丁目六番三十四一五号	平成二十五年八月十五日
豊里ケアプランセンター	登米市豊里町下沼田百七十二番地二	社会福祉法人豊和会	登米市豊里町下沼田百七十二番地二	平成二十五年九月二十三日

十 地域密着型介護老人福祉施設

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム登米苑	登米市登米町寺池桜小路百三十二番地	社会福祉法人登米福祉会	登米市登米町寺池辺室山二十七番地	平成二十五年九月一日

十一 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ヘルパーステーション海の宮	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字前畑十番	プリムローズ有限公司	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字前畑十番	平成二十五年十月一日
かづまホームケアサービス	石巻市鹿妻南四丁目五番四十五号	株式会社ジョウセイ	石巻市鹿妻南四丁目五番四十五号	平成二十五年十月十五日

十二 介護予防訪問入浴

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
株式会社なのはな	塩竈市芦畔町十二番十九号	株式会社なのはな	塩竈市芦畔町十二番十九号	平成二十五年七月一日

十三 介護予防訪問リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
医療法人啓仁会石巻ロイヤル病院	石巻市広瀬字焼巻二番地	医療法人啓仁会	埼玉県所沢市大字久米五百三十二番地一	平成二十五年十月一日

十四 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
さくら薬局名取店	名取市杜せきのした五丁目三番地の一	クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内一ー一ー一	平成二十五年十月一日
仙台調剤薬局せきのした店	名取市杜せきのした二一六ー八	シップヘルスケアファーマシー東日本株式会社	仙台市泉区泉中央一丁目七番地の一	平成二十五年六月一日
さくら薬局登米とよま店	登米市登米町寺池桜小路九十九番十七	クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内一ー一ー一	平成二十五年十月一日

十五 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
松島医療生活協同組合デイサービスおたつしやデイ	宮城県松島町松島字普賢堂一番地の四まつしまの郷	松島医療生活協同組合	宮城県松島町松島字普賢堂二番地の十一	平成二十五年十月一日
デイサービスふくろうの家	巨理郡巨理町逢隈田沢字鈴木堀五十九番地四	株式会社笑美	巨理郡巨理町逢隈田沢字鈴木堀五十九番地四	平成二十五年十月十二日
スタジオぶらす	石巻市相野谷字今泉前二十九番地三	一般社団法人りぶらす	石巻市相野谷字今泉前二十九番地三	平成二十五年九月一日
デイサービスセンター虹のつえ	塩竈市玉川三丁目八番六号	株式会社メデイカル・サイドポート	塩竈市玉川三丁目八番六号	平成二十五年十月一日
リハビリ型デイサービスサンエル	塩竈市尾島町一番五号	有限会社サンエル	塩竈市尾島町一番五号	平成二十五年七月一日
ホームケアセンターきくや	気仙沼市廻館百八番地五	株式会社亀久屋	気仙沼市廻館百十二番地一	平成二十五年八月一日
登米市社協若倉デイサービスセンター「笑友家」	登米市石越町南郷字若倉十四番地	社会福祉法人登米市社会福祉協議会	登米市迫町北方大洞四十五番地三	平成二十五年八月一日
通所介護ひまわり畑岡	栗原市若柳字上畑岡本鹿野五十二番地一	有限会社クマシヨウ	栗原市若柳字川北新中谷地二百三番地一	平成二十五年十一月一日
リハビリ特化型デイサービスリハニック大崎	大崎市古川駅前大通三丁目四番二十三号ジュネスビル一F	株式会社ドクターアイズ	北海道札幌市中央区南三条東四丁目一番地二十	平成二十五年九月十五日

十六 介護予防通所リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
医療法人啓仁会石巻ロイヤル病院	石巻市広瀬字焼巻二番地	医療法人啓仁会	埼玉県所沢市大字久米五百三十二番地一	平成二十五年十月一日

十七 介護予防短期入所生活介護

事業所の名称 シヨートステイしらとり	事業所の所在地 大崎市三本木字北町六十三番地四	申請者の名称 株式会社飯島	申請者の所在地 大崎市三本木字北町六十三番地四	指定年月日 平成二十五年十月一日
-----------------------	----------------------------	------------------	----------------------------	---------------------

十八 介護予防認知症対応型通所介護

事業所の名称 グループホームたかのす	事業所の所在地 白石市鷹巣西二丁目四番十二号	申請者の名称 特定非営利活動法人安寿	申請者の所在地 白石市鷹巣西二丁目四番十二号	指定年月日 平成二十五年八月十五日
-----------------------	---------------------------	-----------------------	---------------------------	----------------------

○宮城県告示第九百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十五年十一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

事業所の名称 在宅介護支援事業所爽秋会みのり	事業所の所在地 名取市植松一丁目一番二十四号	申請者の名称 医療法人社団爽秋会	申請者の所在地 名取市植松一丁目一番二十四号	指定年月日 平成二十五年八月一日
---------------------------	---------------------------	---------------------	---------------------------	---------------------

二 居宅介護支援事業

事業所の名称 在宅介護支援事業所爽秋会みのり	事業所の所在地 名取市植松一丁目一番二十四号	申請者の名称 医療法人社団爽秋会	申請者の所在地 名取市植松一丁目一番二十四号	指定年月日 平成二十五年八月一日
---------------------------	---------------------------	---------------------	---------------------------	---------------------

○宮城県告示第九百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十五年十一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
有限会社東北建設工業訪問入浴	塩竈市青岬町十二番十九号	有限会社東北建設工業	訪問入浴介護	平成二十五年六月三十日

○宮城県告示第九百六十七号

女性相談員設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

女性相談員設置規程の一部を改正する告示

女性相談員設置規程（昭和三十三年宮城県告示第三百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この告示は、平成二十六年一月三日から施行する。

○宮城県告示第九百六十八号

宮城県認証食品品目認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十五年十一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

安全性に関する検査

平成25年8月取去

製造事業場等の名称及び所在地	取去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造（輸入）年（月）	試験項目	違反の有無及び違反の内容
太協物産株式会社 石巻市	同左	魚粉	60%フイッシュミール	H25.7	重金属-鉛、水銀、カドミウム	無
石巻魚糧工業株式会社 石巻市	同左	魚粉	イナホ・フイッシュミール 63	H25.6	重金属-鉛、水銀、カドミウム	無

栄養成分に関する検査

一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
九百七十	農産物漬物	相原 良子	相原漬物	仙台市若林区日辺字宅地四十四番地の一

二 認証年月日

平成二十五年十一月十五日

○宮城県告示第九百六十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十五年七月から平成二十五年八月に取去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十五年十一月二十二日

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試験結果の概要											違反の内容		
				粗たん 白質 %	粗脂肪 %	カルシ ウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性 塩基性 窒素 %	水溶性 窒素 %	ペプト ン消 化 率 %	T D N %	M E kcal/ kg		その他 の検査	
石巻飼料株式会社 石巻市	同左	フレイテイング74 I S	H25.7	19.69	3.68	0.955	0.637	4.91	5.84								無
	同左	雪印配合飼料肉用牛 肥育用	H25.7	14.25	3.65	0.819	0.491	3.50	4.98								無
	同左	全畜連和牛繁殖用み どり	H25.7	17.44	2.46	1.178	0.567	9.69	8.42								無
協同飼料株式会社石 巻工場 石巻市	同左	ITOCHU子豚マスタ _	H25.7	16.63	4.12	0.711	0.522	3.81	4.25								無
	同左	レイヤー17	H25.7	18.63	6.79	3.940	0.482	3.68	12.32								無
	同左	ママ8ゴールドEX	H25.7	19.94	5.92	0.764	0.600	2.88	4.71								無
JA全農北日本くみ あい飼料株式会社石 巻工場 石巻市	同左	くみあい配合飼料和 牛繁殖用母ごころ	H25.7	18.81	2.80	1.128	0.799	5.27	6.75								無
	同左	くみあい配合飼料仙 台BEEF	H25.7	14.50	2.79	0.193	0.533	5.78	3.62								無
	同左	くみあい配合飼料た まご工房	H25.7	19.81	5.51	4.901	0.637	2.62	14.72								無
清水港飼料株式会社 石巻工場 石巻市	同左	和牛肥育用飼料ばく 麦	H25.7	15.44	2.88	0.273	0.464	4.69	3.26								無
	同左	和牛繁殖用	H25.7	16.13	2.79	1.213	0.516	6.73	6.53								無
	同左	肉牛肥育用	H25.7	14.50	2.43	1.282	0.452	4.63	5.75								無

栄養成分に関する検査

平成25年8月収去

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年 月	試 験 結 果 の 概 要										違反の内容				
				粗たん 白質 %	粗脂肪 %	カルシ ウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性 揮発性 窒素%	水溶性 窒素 %	ペクチ ン消 化 率 %	T D N %		M E kcal/ kg	その他 の検査		
伊藤忠飼料株式会社 石巻工場 石巻市	同左	ITOCHU すこやか ラクトアイン	H25.7	26.54	22.74	0.988	0.573	0.19	5.86									無
大協物産株式会社長 浜事業所 石巻市	同左	60%フイッシュミ ール	H25.7	27.56	20.10	1.097	0.757	0.23	6.25									無
石巻魚糧工業株式会 社 石巻市	同左	イナホ・フイッシュ ミール63	H25.6	63.92					18.74									無

(注) 飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づき規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「®」を付けている。

○宮城県告示第九百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三條の二の三第一項の規定に基づき、県管土地改良事業沖富地区について樹立する換地計画に関し、次の従前の土地を、地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成二十五年十一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地積を特に減じて換地を定める土地

市町村名	大字	字	地番	地目	用途	地積㎡	特に減ずる 地積㎡
栗原市	築館	富根岸前	二六四	田	田	一、〇三四	一、〇〇〇
同	同	同	三二二	同	同	一、〇二四	一、〇〇〇

○宮城県告示第九百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年十一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林予定森林の所在場所
白石市小原字仙台平三の三
 - 二 指定の目的
水源の涵養^{かん}
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百七十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調査を平成二十五年十一月二十二日から平成二十五年十二月六日まで縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	発起人の住所及び氏名 牡鹿郡女川町塚浜字塚浜四十五番地の二 阿部 彰喜 牡鹿郡女川町指ヶ浜字指ヶ浜二番地 鈴木 正悦	加入区 女川町 加入区	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 宮城県漁業協同組合	縦 覧 場 所 石巻市開成一番二十七
---------	--	-------------------	--	-----------------------

○宮城県告示第九百七十三号

女川町から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画道路

2 名称 三・四・二百四号堀切山駅前線

三・四・二百五号駅前清水線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百七十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一百三十三条第三項の規定により、次の土地区画整理

事業の換地処分について届出があった。

平成二十五年十一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

大河原町広表土地区画整理事業

二 施行者の名称

大河原町広表土地区画整理組合

三 事務所の所在地

柴田郡大河原町字新南十九番地

四 換地処分の年月日

平成二十五年八月二十三日

○宮城県告示第九百七十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一百三十三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

平成二十五年十一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

村田町小谷地土地区画整理事業

二 施行者の名称

村田町小谷地土地区画整理組合

三 事務所の所在地

柴田郡村田町大字村田字迫六番地

四 換地処分の年月日

平成二十五年十月三日

○宮城県告示第九百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年十一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画公園事業

2 名称

五・五・五号 高砂中央公園

三 事業施行期間

「平成五年十二月十四日から平成二十九年三月三十一日まで」を「平成五年十二月十四日から平成三十一年三月三十一日」までに変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし。

2 使用の部分

変更なし。

○宮城県告示第九百七十七号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

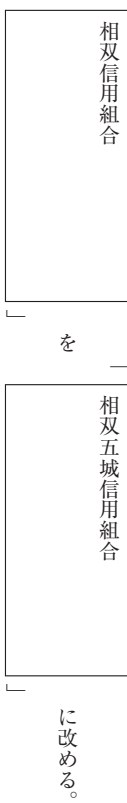
平成二十五年十一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第九百九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号の表五城信用組合の項を削り、同表相双信用組合の項中



附 則

この告示は、平成二十五年十一月二十五日から施行する。

○宮城県告示第九百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、石巻市稲井土地改良区の役員の内任について、次のとおり届出があった。

平成二十五年十一月二十二日

宮城県東部地方振興事務所

所長 大 内

退任した者

仁

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十五年十一月五日	阿部 義明	石巻市大瓜字寺崎六十九番地	監事

○宮城県告示第九百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、階上大谷土地改良区役員の内任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十五年十一月二十二日

宮城県気仙沼地方振興事務所

所長 高 橋 総一郎

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十五年十月二十二日	小野 武久	気仙沼市本吉町道貫二十九番地	理事
平成二十五年十月二十二日	小野 隆一	気仙沼市本吉町野々下百十四番地四	理事
平成二十五年十月二十二日	野村 橋郎	気仙沼市本吉町野々下百七番地一	理事
平成二十五年十月二十二日	遠藤 修平	気仙沼市本吉町後田三十三番地	理事
平成二十五年十月二十二日	高橋 利夫	気仙沼市本吉町石川原百六十四番地	理事
平成二十五年十月二十二日	芳賀 源太郎	気仙沼市波路上牧二十六番地	理事
平成二十五年十月二十二日	小野寺 長三郎	気仙沼市長磯七半沢八十八番地	理事
平成二十五年十月二十二日	佐藤 美千夫	気仙沼市波路上原八十一番地	理事
平成二十五年十月二十二日	佐藤 一夫	気仙沼市長磯原三十一番地五	理事

平成二十五年十月二十二日	鈴木敏栄	気仙沼市長磯原ノ沢五十八番地	理事
平成二十五年十月二十二日	嶋山忠	気仙沼市長磯原十番地	監事
平成二十五年十月二十二日	堀内勝昭	気仙沼市本吉町後田百二十八番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十五年十月二十一日	小野武久	気仙沼市本吉町道貫二十九番地	理事
平成二十五年十月二十一日	小野寺隆一	気仙沼市本吉町野々下百十四番地四	理事
平成二十五年十月二十一日	野村橘郎	気仙沼市本吉町野々下百七番地一	理事
平成二十五年十月二十一日	熊谷俊一	気仙沼市本吉町土樋下九十七番地	理事
平成二十五年十月二十一日	高橋秀一	気仙沼市本吉町石川原三百六番地	理事
平成二十五年十月二十一日	芳賀源太郎	気仙沼市波路上牧二十六番地	理事
平成二十五年十月二十一日	小野寺長三郎	気仙沼市長磯七半沢八十八番地	理事
平成二十五年十月二十一日	佐藤美千夫	気仙沼市波路上原八十一番地	理事
平成二十五年十月二十一日	佐藤一夫	気仙沼市長磯原三十一番地五	理事
平成二十五年十月二十一日	鈴木敏栄	気仙沼市長磯原ノ沢五十八番地	理事
平成二十五年十月二十一日	嶋山忠	気仙沼市長磯原十番地	監事
平成二十五年十月二十一日	堀内勝昭	気仙沼市本吉町後田百二十八番地	監事

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年十一月二十二日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城郡利府町森郷字新太子堂七十四番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

塩竈市大日向町三十七番六号
大 學 久 恵

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年十一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 殺菌機 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十六年三月二十日（木）

4 納入場所 宮城県水産高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であることを。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく

更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第三号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ平成二十五年十二月十一日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八〇一八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 成田 廉 電話〇二二一二一一三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十五年十二月十一日（水）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年十二月九日（月）から平成二十五年十二月十七日（火）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年十二月十七日（火）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十五年十二月二十四日（火）午前九時から平成二十六年一月八日（水）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十六年一月八日（水）午後五時

口 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十六年一月九日(木) 午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Cooking sterilizer - 1 set

2 Deadline for Delivery : Thursday, March 20, 2014

3 Place of Delivery : Miyagi Prefecture Senior High School of Fisheries

4 Deadline for Bid : Wednesday, January 8, 2014, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Ren Narita, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570
Japan, TEL.: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、石巻市網地島濤波崎正東の線以北の宮城県地先海面(共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。)において、二十トン未満の漁船を使用して行うまだら固定式さし網漁業(以下「まだら固定式さし網漁業」という。)の操業については、次のとおり制限する。

平成二十五年十一月二十二日

宮城海区漁業調整委員会

会長 畠 山 喜 勝

一 制限期間

平成二十六年一月一日から平成二十六年二月二十八日まで

二 操業区域

石巻市網地島濤波崎正東の線以北の宮城県地先海面

三 操業期間

平成二十六年一月一日から平成二十六年二月二十八日まで

四 操業の届出

規制区域においてまだら固定式さし網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙まだら固定式さし網漁業操業事務取扱要領に定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)に届出をしなければならない。

五 操業の条件及び制限

1 四の届出をした者(以下「届出者」という。)は、操業する際、委員会が交付する届出を受理したことを証する書面を漁船に備え付けなければならない。

2 届出者は、操業期間中、別に定める標識を漁船の船橋の両側又は両舷の見やすい場所に表示しなければならない。

3 操業方法は、朝さし網(おおむね午前四時に投網し、午前七時に揚網を開始する操業方法)又は留さし網(朝さし網以外の操業方法)によるものとする。なお、操業期間内においては、朝さ

し網と留さし網のいずれか一方のみ操業できるものとする。

4 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、沖合底びき網漁業禁止ラインより岸側に敷設する場合及び他種漁業を営む者との間で事前に調整がなされている場合はこの限りでない。

5 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条第一項に規定する標識をしなければならない。

6 操業期間終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

7 届出者は、当該漁業者間で協議し、操業ルールを定めるよう努めるとともに、定められた操業ルールを遵守しなければならない。

（別紙）

まだら固定式さし網漁業操業事務取扱要領

（操業の届出及び変更の届出）

第一 まだら固定式さし網漁業の制限（平成二十五年宮城海区漁業調整委員会指示第五号。以下「委員会指示」という。）四の届出（以下「届出」という。）をしようとする者は、まだら固定式さし網漁業操業届出書（様式第一号。以下「操業届出書」という。）を宮城海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業届出書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なくまだら固定式さし網漁業変更届出書（様式第二号。以下「変更届出書」という。）を委員会に提出しなければならない。

3 操業届出書及び変更届出書は、届出者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、まだら固定式さし網漁業操業届出一覧表（様式第三号）を添えて提出するものとする。

（届出書の受理）

第二 操業届出書及び変更届出書は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）その他の関係法令に抵触しない場合及び漁業調整上支障がない場合に限り受理するものとする。

（届出済証の交付）

第三 委員会は、第二の規定に基づき届出を受理したときは、届出者の住所の所在地を管轄する地方振興事務所（以下「地方振興事務所」という。）を通じ、漁船（漁ろう装置及び漁網を含む。）を確認の上、届出を受理したことを証する書面（以下「届出済証」という。）を届出者に交付する。

2 届出済証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所に連絡の上、その指示を受け

なければならない。

（船体の標識）

第四 委員会指示五の2で別に定める標識は、様式第四号とする。

（漁獲成績報告書）

第五 委員会指示五の6の漁獲成績報告書は、様式第五号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類（水揚げ切書等の写し）を添付するものとする。

（操業届出書等の経由）

第六 操業届出書、変更届出書及び第五の漁獲成績報告書は、地方振興事務所を経由して提出するものとする。

(様式第1号)

まだら固定式さし網漁業操業届出書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

まだら固定式さし網漁業を操業したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 操業期間 平成26年1月1日から同年2月28日まで
- 2 操業区域 石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

- (1) 船 名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総 ト ン 数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数
- (5) 無 線 の 有 無

4 漁具の規模

km ×	張り	=	km
km ×	張り	=	km
km ×	張り	=	km
合計	張り		km

5 届出理由

※ 以下は記入しないでください。

届出番号 宮まだら固 第 号
この届出を受理します。

宮城海区漁業調整委員会
会 長 畠 山 喜 勝 印

(A4縦)

(様式第2号)

まだら固定式さし網漁業変更届出書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 届出済証番号 宮まだら固 第 号
- 2 船 名
- 3 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後

4 変更の理由

(A4縦)

(様式第5号)

まだら固定式さし網漁業漁獲成績報告書

No. _____

提出年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

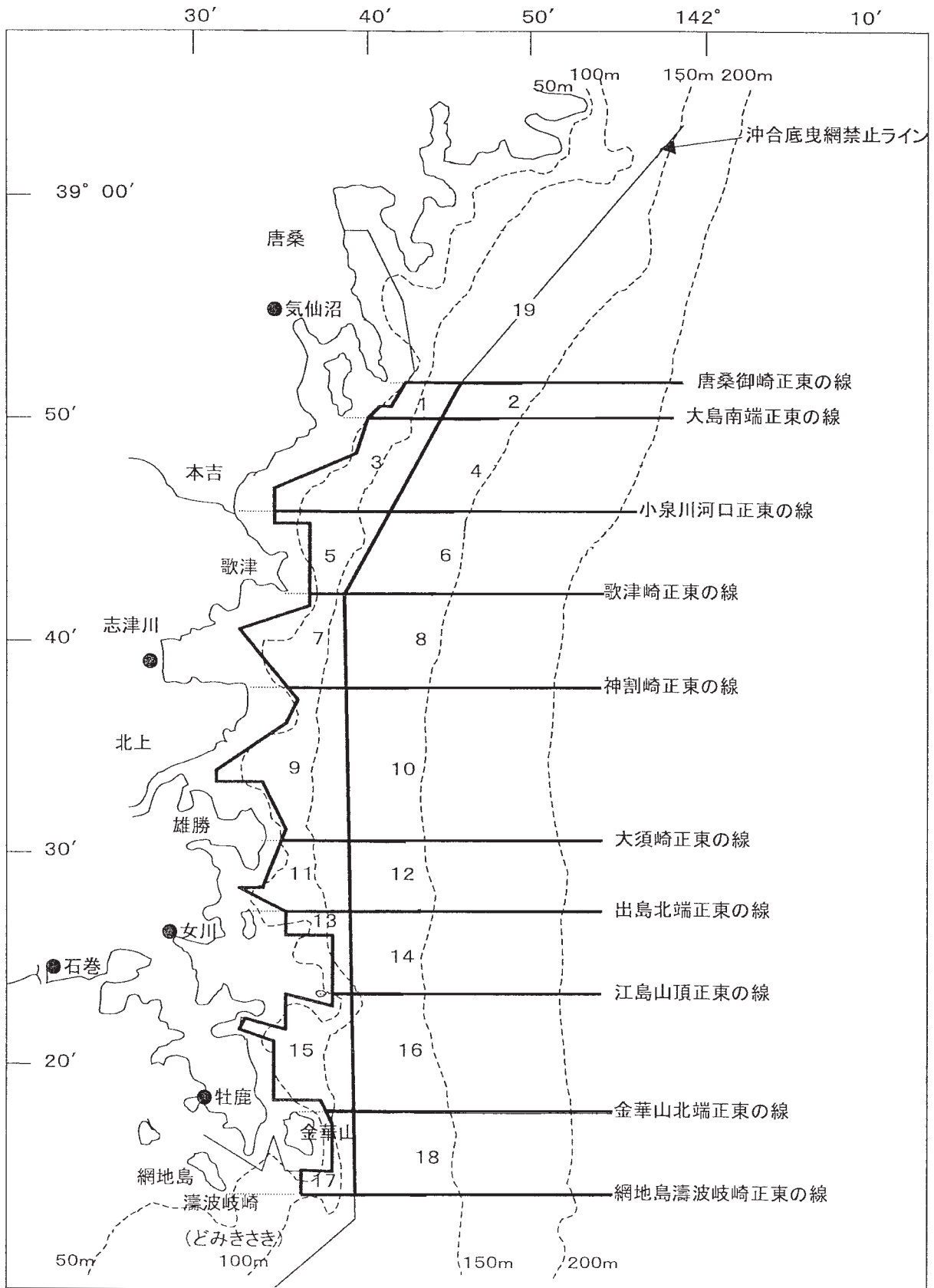
宮城海区漁業調整委員会会長 殿

所属漁協名		承認証番号	宮まだら固第 _____ 号
氏 名	印	船 名	
刺網の規模	目 合： _____ 寸 _____ 分 (_____ cm)	乗 組 員	_____ 人
	総延長： _____ m・使用反数： _____ 反		

_____ 年 _____ 月分

日	漁場番号	水深 (m)	数量 (kg)	尾数 (尾)	金額 (千円) ※税抜き	作業方法 (いずれかに○印をする)
1						朝さし網・留さし網
2						朝さし網・留さし網
3						朝さし網・留さし網
4						朝さし網・留さし網
5						朝さし網・留さし網
6						朝さし網・留さし網
7						朝さし網・留さし網
8						朝さし網・留さし網
9						朝さし網・留さし網
10						朝さし網・留さし網
旬計						
11						朝さし網・留さし網
12						朝さし網・留さし網
13						朝さし網・留さし網
14						朝さし網・留さし網
15						朝さし網・留さし網
16						朝さし網・留さし網
17						朝さし網・留さし網
18						朝さし網・留さし網
19						朝さし網・留さし網
20						朝さし網・留さし網
旬計						
21						朝さし網・留さし網
22						朝さし網・留さし網
23						朝さし網・留さし網
24						朝さし網・留さし網
25						朝さし網・留さし網
26						朝さし網・留さし網
27						朝さし網・留さし網
28						朝さし網・留さし網
29						朝さし網・留さし網
30						朝さし網・留さし網
31						朝さし網・留さし網
旬計						
合計						

宮城県地先海面における「まだら固定式さし網漁業」操業区域



様式第4号

はえなわ漁業者業状況報告書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所属漁協名		乗組員数	人	
船名		1張り当たりの総延長:	m	
漁船登録番号	-	1張り当たりの使用針数:	本	
総トン数	トン	総使用張り数:	張り	
推進機関の種類及び馬力数	馬力又はキロワット	規	模	(※何張り敷設しているか記入する。)

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		その他	計	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁具費	燃料費	人件費	費 (千円)		経費合計 (千円)
			その他()	()	

※所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

様式第5号

はもどう漁業者業状況報告書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所属漁協名		乗組員数	人	
船名		1張り当たりの総延長:	m	
漁船登録番号	-	1張り当たりの使用どう数:	個	
総トン数	トン	総使用張り数:	張り	
推進機関の種類及び馬力数	馬力又はキロワット	規	模	(※何張り敷設しているか記入する。)

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		まあなご	計	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁具費	燃料費	人件費	費 (千円)		経費合計 (千円)
			その他()	()	

※所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

○宮城海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、仙台湾における水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり制限する。

平成二十五年十一月二十二日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

一 制限期間

平成二十五年十二月一日から平成二十六年四月三十日まで

二 制限の内容

次の表に示す保護区域においては、全ての水産動植物を採捕してはならない。ただし、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第四十八条第一項の規定により知事の許可を受けて採捕する場合及び試験研究機関が採捕する場合は、この限りでない。

保護区域名	保護区域（表示は、世界測地系による。）
仙台湾A区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十六・九〇分、東経百四十一度十三・一〇分 点イ 北緯三十八度十六・六〇分、東経百四十一度十四・三六分 点ウ 北緯三十八度十五・六三分、東経百四十一度十四・〇〇分 点エ 北緯三十八度十五・九〇分、東経百四十一度十二・八〇分
仙台湾B区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十一・八九分、東経百四十一度十三・八六分 点イ 北緯三十八度十一・四〇分、東経百四十一度十五・六二分 点ウ 北緯三十八度十・四七分、東経百四十一度十五・二九分 点エ 北緯三十八度十・九二分、東経百四十一度十三・四八分
仙台湾C区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度〇八・〇〇分、東経百四十一度〇四・一六分 点イ 北緯三十八度〇七・四二分、東経百四十一度〇六・五九分 点ウ 北緯三十八度〇五・五〇分、東経百四十一度〇五・八四分 点エ 北緯三十八度〇六・一〇分、東経百四十一度〇三・四一分
仙台湾D区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十八・五八分、東経百四十一度十五・六〇分 点イ 北緯三十八度十七・三五分、東経百四十一度十七・六二分 点ウ 北緯三十八度十五・八〇分、東経百四十一度十六・二一分

点エ 北緯三十八度十六・九八分、東経百四十一度十四・二二分